

はじめに

「一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしく安心して暮らすことができる人にやさしいまちづくり」

社会を取り巻く状況は、残念ながらヘイトスピーチ、LGBT、障がい者、部落問題などあらゆる弱者への偏見や差別が解消されず現存しています。

こうした人権課題の解決は行政が主体となっていくべき主要事業ではありますが、同時に課題解決に向けては、市民の理解を得ながら取り組まなければならない事業でもあります。そこで、市民や民間組織と行政を結ぶべく創設され、今日まで様々な事業を展開してきた高槻市人権まちづくり協会の役割はますます重要なものとなっています。

当協会は、市民の自主的な活動を基に、高槻市におけるあらゆる人権問題解決のための啓発活動などを行うとともに、市の人権施策と協働し、差別のないすべての人の人権が尊重される心豊かな社会の実現に資するように事業を進めております。

また、今年には阪神淡路大震災から 25 年、大阪北部地震から 2 年目を向かえ、新たに安心・安全なまちづくりの観点から、人権意識の高揚にむけ事業の実施を図ってまいります。

今回、大阪府で成立された人権関係 3 条例（人権尊重の社会づくり条

例、性の多様化 LGBT 条例の理解増進、ヘイトスピーチ条例) を受けて、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを、大阪府として公に証明する制度（パートナーシップ宣誓証明制度）が始まりましたが、こうした多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会の実現にむけた取り組みをこれからも展開していきます。

さらに、当協会は原点である、中学校区地区単位会の「人権草の根活動」を一層推進し、人権のまちづくりに努めることが、高槻市人権まちづくり協会の果たすべき基本的役割と考えております。

1 基本方針

- 1) 人権意識の普及・高揚を図るための教育、啓発への推進
- 2) さまざまな課題を有する人々に対する総合的な人権施策への推進
- 3) 協働参画社会・多文化共生社会の実現に向けた事業
- 4) 人権尊重の社会づくりをめざす市民及びボランティア並びに特定
非営利活動法人等との連携
- 5) ホームページの充実と情報提供の構築
- 6) 協会の目的を達成するために必要な事業

2 重点事業

(1) 草の根人権啓発活動

- ① 当協会の目的に賛同し、ともに草の根人権啓発活動を進める会員及び団体
会員の拡大にむけ協会の充実を図ります。
- ② 公民館、コミュニティセンター、学校、関係施設など地域の様々な団体・
企業と連携した、地域人権啓発事業に努めます。
- ③ 引き続き未組織校区（五領・柳川校区）の立ち上げにむけ、働きかけに努
めます。

(2) 富田・春日両ふれあい文化センター事業

- ① 広く市民に使いやすい施設の運営を確保・充実に向けて努めます。
- ② 隣保館運営事業につきましては、福祉と人権の向上にむけ、情報発信など
地域に密着した啓発の充実と福祉の向上に努めます。
- ③ 相談業務の充実を図るとともに、各種相談の窓口を広げ地域の課題を集積
し人権啓発活動への推進に努めます。

(3) ホームページの充実と情報発信

幅広い情報提供を行うために利用頻度をさらに上げることで、当協会の認
知度や広範囲な情報提供に努めるとともに、人権情報誌として「あくていぶ」
の充実と拡大に努めます。

(4) 当協会の人材確保

今日的課題である組織の高齢化は当協会も例外ではなく、これを支える人材が
強く求められています。事業の継続と新たな活動の創造のためにも人材の発掘・
確保が急務となっており、人材確保の上で、人権啓発の基軸となれる組織に努め
てまいります。

I. 法人管理事業

誰もが安心・安全に暮らせる福祉と人権のまちづくりの推進を図るため組織の充実と人権啓発活動に取り組みます。

① 組織の充実

協会会員の拡大強化にむけ、新たに団体・法人会員また、賛助団体・個人会員の促進をめざします。

② 理事会・社員総会の開催

「協会定款」の規程に基づき、理事会・定時社員総会を開催します。

③ 情報発信

人権情報誌「あくていぶ」の発行を年2回、内容の充実に努めてきましたことで、より見やすい情報として各施設、関係団体に配架しており人権情報誌として充実を図ります。

また、若年層への情報提供を拡大・拡散する手法として、「ホームページ」や「Facebook」などのSNSを活用し、イベント、講座、講演の発信と協会の認知度をさらに高める方策を進めていきます。

④ 相談事業

福祉と人権のまちづくりネットワークの構築と相談体制の充実を図ります。

⑤ 調査・研究

研修会の企画・運営や啓発活動の手法・立案について研究を行うとともに、関係施設・団体との交流についても調査・研究に努めます。

⑥ 公益社団法人

公益法人化について、社会情勢など現時点において継続的に研究を図ります。

II. 人権啓発事業

学校・PTA・公民館・コミュニティセンター・企業などに人権啓発に関わる情報の提供や啓発などの支援を行います。

① 人権啓発講座

□講師派遣

外部講師の派遣並びに、人権啓発指導員や職員を講師として派遣するとともに、中学校区単位会と連携しながら各施設と協働して市民の人権意識の高揚を図ります。また、市内の団体や企業への働きかけを進めます。

□啓発コーディネート

市民のニーズに合った講座の開催や様々な人権課題について、講師の派遣をするため、関係者と連携し、講座・イベントの実施に協力します。

□教育関係者との連携

学校やPTAとの連携を深めるため、講座・イベントを進めます。

② 人権講演会（心の豊かさを求めて）

社会環境の変化と新たな人権課題を知ることで、心豊かな人権意識を養う講演会を開催します。

□心の豊かさを求めて

日 時： 2020年6月6日（土） 午後2時～4時
場 所： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール
テーマ： 未定
講 師： 未定
対 象： 市民

③ 平和展

「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」など非核平和の精神が多くの市民に定着することを目的に、企画委員会を中心に開催します。

□平和展（予定）

日 時： 2020年8月6日（木）、7日（金） 午前9時～午後5時
会 場： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール、展示ホール

内 容： 2日間、パネル展示、DVD（平和学習）上映、平和の木等
・8月6日（木）未定 テーマ「調整中」
・8月7日（金）未定 市民音楽祭（合唱祭）

対 象： 市民

④ 人権連続講座

新たな人権課題や生活に密着した課題を提供できる講座として開催します。

□連続講座

日 時： 2020年10月から毎週金曜日 午後2時～4時
会 場： 市民交流センター クロスパル
内 容： 5回の連続セミナー 「調整中」
対 象： 市民

⑤ 人権週間記念事業

これまで記念事業を人権週間にあわせて、市民のみなさんと一緒に取り組んできました街頭啓発活動や人権啓発作品など、本年度も人権意識の理解や認識をより深めることを目的に、企画委員会を中心に開催します。

□人権週間街頭啓発活動

市をはじめ各関係団体と共に街頭啓発活動を行います。

日 時： 「未定」
場 所： 市内各ターミナル駅

□人権啓発作品と人権パネル展

人権をテーマとした「作文・標語・絵画」作品を募集し、入選作品と人権パネルを生涯学習センター展示ホールにて展示します。

日 時： 2020年12月11日（金）、12日（土）午前9時～午後5時
場 所： 高槻市立生涯学習センター 展示ホール
作品募集： 7月～10月
対 象 者： 市民、小・中学生

□人権を考える市民のつどい

人権啓発作品入選者の表彰と人権週間記念講演会を開催します。

日 時： 2020年12月12日（土） 午後2時～
会 場： 高槻市立生涯学習センター 多目的ホール
内 容： 人権啓発作品入選者表彰式・人権週間記念講演会
対 象： 市民

⑥ 地域活性化

市内18中学校区を単位として設立された、中学校区地区単位会が行う

草の根人権啓発活動と会員拡大にむけ、協働で取り組んでいきます。
また、未組織の中学校区地区単位会の設立に向け働きかけに努めます。

□ふれあいアップ講座

日 時： 年間を通じて
会 場： 公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センター等
内 容： 人権啓発につながる講座 他
対 象： 市民

□ミニ平和展（各単位会の取組み）等

地域の拠点施設や各種団体などと連携して、平和に関するパネルや人権啓発パネルの展示をします。（平和展開催時のパネルの巡回展示等）

□人権啓発入選作品巡回展示

公民館、コミュニティセンター、ふれあい文化センターにおいて人権啓発入選作品を巡回展示し、地域における人権意識の高揚を図ります。

□人権バス研修

3校区の単位会が合同して、会員向けに研修を目的に先進地視察と各単位会会員の交流に努めます。

⑦ 人権リーダー育成

草の根人権啓発活動の中心的な役割を担う人材の（育成・養成）に務めます。

□先進地研修

当協会の基幹を担う社員を対象に、先進地への研修を行います。

日 時： 2020年6月 「調整中」

場 所： 「調整中」

□非核平和研修

日 時： 2020年度 「調整中」

場 所： 広島平和記念公園または、長崎平和公園

内 容： 非核平和研修

対 象： 社員並びに会員

- ・平和展会場で市民の方が折った千羽鶴を被爆地である広島平和記念公園または、長崎平和公園に持参奉納（各校区や幼稚園施設等からも提供）し、「戦争の悲惨さ」と「平和の尊さ」を研修します。

□その他研修会への参加

各種の人権研修の場に参加し、あらたな課題と啓発にむけての醸成に努めます。

Ⅲ. 人権地域啓発交流事業

市民交流を目的に、関係施設、障がい者支援施設、福祉団体・市民団体と協力し広域的な交流事業として開催します。

① ヒューマンライツフェスタ（東会場—春日）

② フェスタ・ヒューマンライツ（西会場—富田）

日 時： 2020年 8月、12月

会 場： 春日・富田ふれあい文化センター周辺

内 容： 広域的交流事業（交流イベント、講座、展示、バザー、
舞台発表、パフォーマンス、ミュージックフェスティバル等）

対 象： 市民

Ⅳ. 人権教育啓発事業

教育や子育てに関する基本的な知識を学ぶ場として、人権がもつ感性を育成することを目的に実施します。

① 人権教育講座

子育てや社会の現状をテーマに豊かな人権感覚の育成につながる講座を開催します。

② 映画会

映画会を通して、豊かな心を養い育む催しを行います。

V. 富田・春日ふれあい文化センター一部業務受託事業

2020年度も引き続き、市から受託される予定であり福祉と人権の向上と地域住民の拠点となる開かれたセンターとして、国及び高槻市の方針のもと地域の諸団体と連携をしながら総合的な事業の実施に努めていきます。また、施設利用者の人権研修をはじめ市民の方が気持ちよく利用できる施設の在り方について調査・研究に努めます。

① 人権啓発事業

人権講演会

周辺地域住民及び市民を対象に多様な人権課題についての理解を深める公演会を関係施設や地域の諸団体との連携により開催します。

出前人権講座

ふれあい文化センター周辺の公民館、コミュニティセンターに出向き講座を行い、周辺地域の人権啓発に努めます。

② ふれあい・交流事業

ふれあい文化センターを拠点として、校区地区単位会との連携や交流の場を図ることはもとより、地域の施設、諸団体との交流に努めます。

③ 情報発信（栈・センター通信）

社会状況の変化に伴い、福祉と人権の課題も変容しており、新たな福祉と人権の課題に関する情報を発信します。

センター内のパネル展示についても、年間計画に基づいたパネル展示を行います。また、危機管理に伴う災害情報を自主防災組織と連携し、情報発信に努め意識の高揚を図ります。

④ 総合相談

市及び関係機関と連携し、両ふれあい文化センターの職員とともに住民の生活・福祉の向上や自立支援に関する総合生活相談、人権相談を行います。

VI. 自主事業

- ① 人権や平和、障がい者、ヘイトスピーチ、部落問題等などに取り組んでいる団体とのネットワークを構築するため、各種団体との連携を図ります。
- ② 府内市町村の人権啓発団体で構成する「愛ネット大阪」や「財団法人大阪府人権協会」と連携しながら、人権啓発の研究・研修に努めます。